

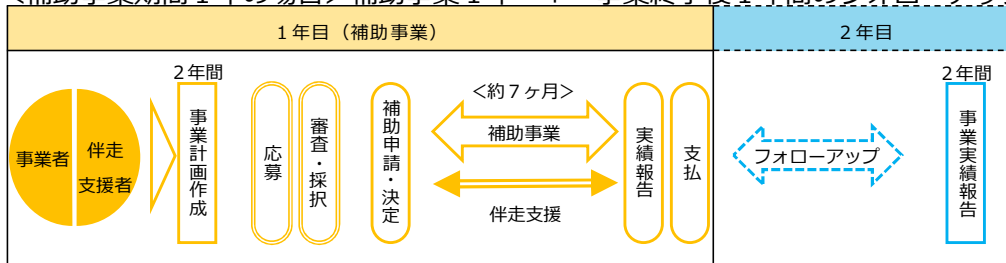
Q & A

【補助事業全般】

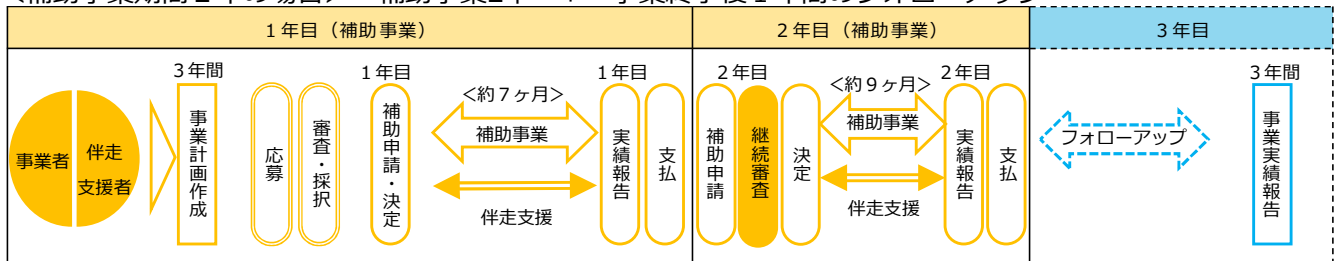
Q1 採択後の手続きは、どのようになりますか？

- ①採択後は、補助金の交付申請の手続きを行い、県からの交付決定通知受領後に補助事業を開始することができます（交付決定通知に記載の交付決定日以降に開始した事業が補助対象になります）。
- ②補助事業期間終了後に実績報告書類を県に提出します。県の交付確定の手続きが完了し、県に請求書を提出した後、補助金が支払われます。
- ③補助事業期間2年の場合、各年度（1年目、2年目）毎に手続きが必要になります。

<補助事業期間1年の場合> 補助事業1年 + 事業終了後1年間のフォローアップ



<補助事業期間2年の場合> 補助事業2年 + 事業終了後1年間のフォローアップ



Q2 補助金の交付申請書類は、いつまでに提出すればよいのですか？

令和6年7月25日(木)までに、ふじのくに電子申請サービスから提出してください。ただし、補助事業期間が2年の場合には、令和6年8月15日(木)までに、補助事業計画書(2年目)等の書類を、ふじのくに電子申請サービスから追加提出してください。

Q3 補助金の交付決定はいつ頃になりますか？

交付申請書類が提出され、内容審査を完了してからになるため、令和6年8月上旬頃になる見込みです。

Q4 補助金はいつ受け取れますか？

Q1にもあるとおり、補助事業が完了して実績報告を提出していただき、補助金の交付確定を受けてからになります。採択通知をもって補助金が支払われるものではありませんのでご注意ください。

Q5 補助事業期間は、いつからいつまでですか？

補助事業期間の始期は、交付決定日からです。終期は、交付申請時に提出した事業計画書に記載された「補助事業の完了予定日」までとなりますが、最長でも令和7年3月31日です。

Q6 応募の際、事業期間を補助事業期間2年、フォローアップ期間1年の計3年としましたが、その場合でも今回交付申請する補助事業期間は最長でも令和7年3月31日となるのですか？

補助金は単年度で支払われるため、3年計画で応募していても、今回の補助金申請は最長でも令和7年3月31日までが補助事業期間となります。2年目の補助事業の実施については、別途、補助金申請手続が必要になります。

Q7 補助金の採択通知に記載された金額が、補助金として交付される額になりますか？

採択結果の通知に記載された金額は、補助金として交付する金額を確約するものではありません。条件付で採択になった場合や交付申請時の審査等により、減額や補助対象外となる場合があります。また、補助事業を実施した結果、実際にかかった補助対象経費に補助率を乗じて、補助金の金額を算定します。計画よりもかかった経費額が少なければ、補助金の金額は交付決定時より減額されます。なお、計画よりもかかった経費が多くなった場合であっても、交付決定通知書に記載された金額が交付できる補助金の上限額となります。

Q8 補助金が交付されない場合もありますか？

あります。補助事業を実施していない、応募した内容とは異なる内容で補助事業を実施した、見積書等支払に関する書類が用意できない、補助事業期間内に支払が完了した経費がない等の場合には、補助金が交付されません。

【補助金申請手続き全般】

Q9 補助金申請書の書式等はどれを使用すればいいのですか？

採択結果の通知をお送りした「ふじのくに電子申請システム」の確認画面に添付されている様式をご利用ください。

または、以下の URL からダウンロードできます。

https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12554

Q10 補助金申請書の記載例はありますか？

採択結果の通知をお送りした「ふじのくに電子申請システム」の確認画面に添付されている記載例をご覧ください。

または、以下の URL からダウンロードできます。

https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12554

Q11 応募時に提出した補助事業計画書とは異なる計画で申請することはできますか？

できません。必ず、応募時の補助事業計画書と同じ計画にしてください。ただし、条件付採択の場合など、県から修正等の指示があった際には、ご対応願います。

Q12 事業期間を補助事業期間2年、フォローアップ期間1年の計3年で応募した事業者は、今回、2年目の補助事業計画書も提出することになっていますが、どのような内容を記載するのですか？

応募の際に提出していただいた事業計画書（様式第2号）の(4)事業実施スケジュールで、2年目に実施すると記載している事業について記載してください。

Q13 今回、2年目の補助事業計画書を提出すれば、2年目の補助金が確実に交付されるということですか？

今回、2年目の補助事業計画書を提出いただくのは、来年度の事業規模を把握するため、暫定的に提出いただくものです。

2年目の補助金については、令和7年に、2年目の補助金の申請と同時に正式な補助事業計画書を提出していただき、それが交付決定される必要があります。2年目の補助金の交付を確約するものではありませんのでご注意ください。

Q14 今回、2年目の補助事業計画書を提出するに当たり、見積書の提出も必要ですか？

中期的な経営の視点に立って事業計画を作成するために、2年目に実施する事業の見積書も必要になると考えておりますので、現時点で取得できる見積書の提出をお願いいたします。

Q15 補助金交付申請の提出期日に間に合わない可能性がありますか？

令和6年7月25日(木)の提出期日に間に合わない場合でも交付申請は可能です。ただし、書類提出後に交付決定の手続を行いますので、提出期日に遅れますと、交付決定も遅くなりますのでご注意ください。

【補助対象経費等】

Q16 「経費の積算明細」は、消費税込みの金額で記載するのですか？

応募の際に提出いただいた補助事業計画書と同じく、消費税抜きの金額です。電車代、郵便代などは、内税表示になっていますので、表示金額に 100/110 を乗じた金額(1 円未満切捨て)を「補助事業に要する経費」に記載してください。

Q17 「補助金申請額」は、どのように計算するのですか？

補助対象経費に補助率を乗じ、千円未満を切捨てた金額が補助金の金額です。例えば、補助対象経費が 5,250,300 円の場合、その金額に補助率の 1/2 を乗じると、2,625,150 円になります。千円未満切り捨てのため、補助金申請額は、2,625,000 円になります。

Q18 応募時に提出した補助事業計画書に計上しなかった経費を追加することはできますか？

できません。

Q19 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」ですが、どのような経費が補助対象になりますか？

原則、公共交通機関を利用した場合の交通費が補助対象です。なお、「職員旅費」について、事業者によっては、交通費以外に日当や食事代などが支給される場合もありますが、これらは補助対象外です。

Q20 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」ですが、新幹線のグリーン車、グランクラスを利用し、その経費を補助対象にできますか？

補助対象外です。

Q21 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」ですが、航空機のビジネスクラスやファーストクラスを利用し、その経費を補助対象にできますか？

補助対象外です。

Q22 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」ですが、海外における宿泊料の上限額はいくらですか？

滞在先によって宿泊料の補助上限額が異なりますので、注意してください。

区分	宿泊費上限額	地域
指定都市	17,600 円	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
甲地方	14,700 円	北米地域、欧州地域及び中近東地域のうち指定都市以外の地域
乙地方	11,900 円	指定都市、甲地方及び丙地方以外の地域(本邦を除く。)
丙地方	10,600 円	アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域のうち指定都市以外の地域

※甲・乙・丙地方の各地域は、国外宿泊費適用区分図(P10～13)を参照ください。

Q23 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」の宿泊料ですが、宿泊料の上限額を超えると宿泊料の全額が補助対象外になってしまいますか？

宿泊料の上限額を超えた場合は、上限額までが補助対象経費になります。

Q24 経費区分の「専門家旅費」「職員旅費」ですが、車で移動した場合のガソリン代、駐車場料金、有料道路利用料、レンタカー料金は、補助対象になりますか？

ガソリン代は補助対象外です。駐車場料金、有料道路利用料及びレンタカー料金は、補助対象経費とすることができます。

Q25 「原材料費」や「機械部品又は工具器具費」に計上する分量や個数等に上限はありますか？

上限はありませんが、購入金額ではなく、補助事業期間内に事業の中で使用した分のみが補助対象となりますので、注意してください。

Q26 「原材料費」における試作品のテスト販売とは、どのようなものですか？

新商品等を開発するにあたり、展示会等のブースや自社所有又は借り上げたスペースで、不特定多数の人に対して試作品を試験的に販売することができます。ただし、テスト販売の目的が、商品仕様・顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるものである必要があります。

Q27 助成対象となるテスト販売の要件は、どのようなものですか？

以下の①から④のすべてを満たすものが補助対象となります。

- ①テスト販売の期間が概ね1ヶ月以内であること。
- ②同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないこと。
- ③通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品には「テスト販売価格」などと、テスト販売品である旨を明記すること。
- ④消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証すること。

Q28 テスト販売の売上は、どのように処理しますか？

テスト販売を通じて収入が発生する場合は、当該収入を補助対象経費から控除します。テスト販売を実施する計画を補助金申請する場合には、事業計画書の「3 経費の積算明細」に、次のとおり記載してください。

3 経費の積算明細

経費区分	積算の明細	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	備考
原材料費	・テスト販売用品に要する費用 ××× 50,000円 ××× 300,000円 販売予定額▲ 200,000円	150,000円	150,000円	75,000円	

Q29 機械部品費又は工具費に計上できる部品又は工具とはどのようなものですか？

公募要領に記載のとおり、機械装置を試作する場合の部品、工具器具等になります。機械装置の試作ではなく事業に用いる工具器具等は、機械装置費の備品の購入に該当するため、機械装置費に計上してください。

Q30 機械装置をリースで導入する場合の経費の計上はどのようにしたらよいですか？

機械装置をリースする場合は、機械部品又は工具器具費で計上してください。また、リース料は補助事業期間内に支払われた額のみ補助対象となります。

Q31 経費区分の「外注費」で建築費用や工事費用を、補助対象とすることができますか？

できません。建築費用や工事費は補助対象外です。

Q32 展示会への出展を予定していますが、「展示会等出展費」で計上できる経費はどのようなものですか？

「展示会等出展費」に計上できるのは、小間代及び小間の基本装飾費等の会場整備のための経費となります。ただし、什器等、補助事業以外でも一般的に使用可能な物品等の購入費用は補助対象外となりますので、注意してください。

Q33 海外での展示会への出展費用は、円換算するのですか？

応募時の為替レートで換算して積算してください。また、積算根拠が分かる資料の提出もお願いいたします。外国語で記載された資料を提出する場合は、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する資料も併せて提出してください。

Q34 「広報費」において、会社案内を作成する経費は補助対象になりますか？

補助対象外です。新商品や新サービスに係るものについて作成するパンフレットやホームページ等が補助対象になります。

Q35 「広報費」において、パンフレット等の印刷部数によって補助対象外になることがありますか？

部数の制限はありませんが、パンフレット等を作成し、配布するまでが補助事業となりますので、補助事業期間内に配布した部数の印刷費が補助対象です。

Q36 「広報費」でノベルティグッズを作成する経費は補助対象となりますか？

ノベルティグッズは補助対象外です。

Q37 「広報費」におけるECサイトの作成費は、どの範囲が補助対象になりますか？

ECサイトの作成に要する経費が広報費として補助対象となります。ただし、ECサイトが完成し、運用を開始して以降に要する運営経費は、直接的な営業経費となるため、補助対象外となります。

Q38 「広報費」において、アマゾンや楽天などのショッピングサイトにおける広告は、補助対象になりますか？

アマゾンのスポンサープロダクト広告や楽天のRPP広告などは、プロモーション活動ではなく、直接的な営業経費となるため補助対象外です。

Q39 「雑務費」において計上できる、パート、アルバイト等の正規雇用者以外の者に支払われる経費の範囲は？

公募要領に記載のとおり、補助事業遂行に必要な業務の補助で、展示会出展の際のアルバイト等、一時的な雇用者です。補助事業で営業行為を伴う場合、営業開始後に従事するパート、アルバイト等は、直接的な営業経費と見なされるため、補助対象外となります。

Q40 「雑務費」において、派遣会社から派遣された派遣社員に業務に従事してもらい、支払先が派遣会社になる場合にも計上できますか？

展示会出展の説明員等の派遣を依頼する場合には、雑務費で計上できます。Q39と同様に、補助事業で営業行為を伴う場合、営業開始後に従事する派遣社員は、直接的な営業経費と見なされるため、補助対象外となります。

Q41 「通訳・翻訳料」には、通訳に係る交通費が含まれますか？




含まれません。通訳者に係る旅費は、補助対象外です。

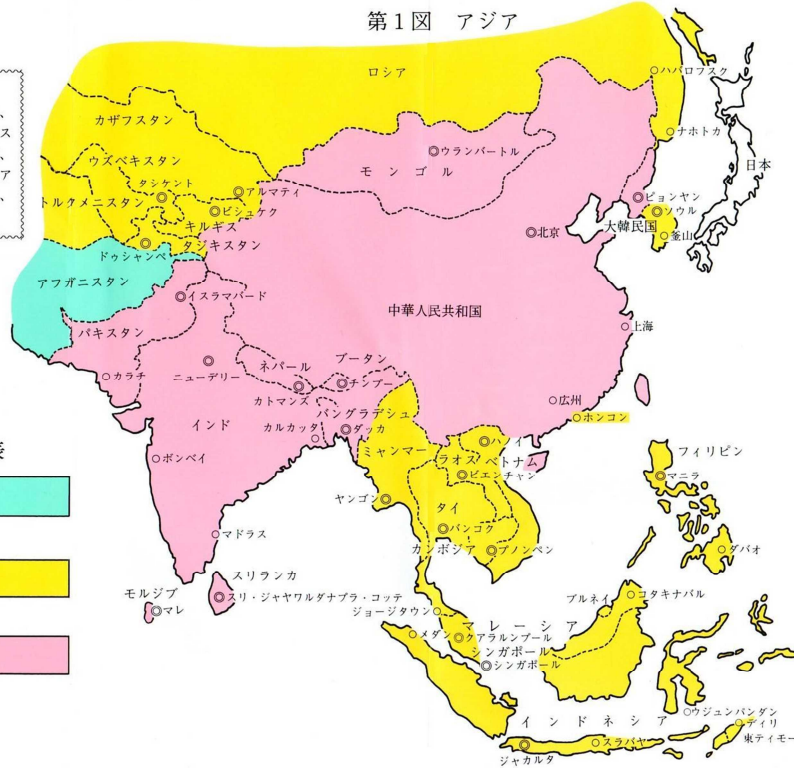
外国旅行における旅費適用区分

資料編 二 旅費の支給額
外国旅行における旅費適用区分図（アジア）

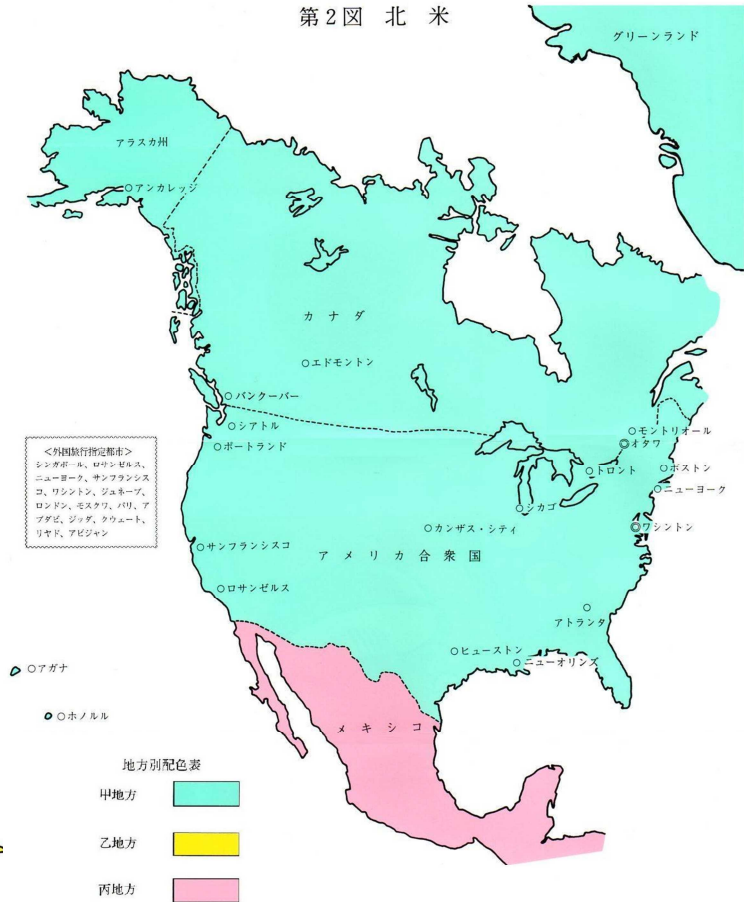
＜外国旅行指定都市＞
シンガポール、ロサンゼルス、
ニューヨーク、サンフランシスコ、
ワシントン、ジュネーブ、
ロンドン、モスクワ、パリ、
アブダビ、ジッダ、クウェート、
リヤド、アビジャン

地方別配色表

甲地方	
乙地方	
丙地方	



第2図 北米



＜外国旅行指定都市＞
シンガポール、ロサンゼルス、
ニューヨーク、サンフランシスコ、
ワシントン、ジュネーブ、
ロンドン、モスクワ、パリ、
アブダビ、ジッダ、クウェート、
リヤド、アビジャン

地方別配色表

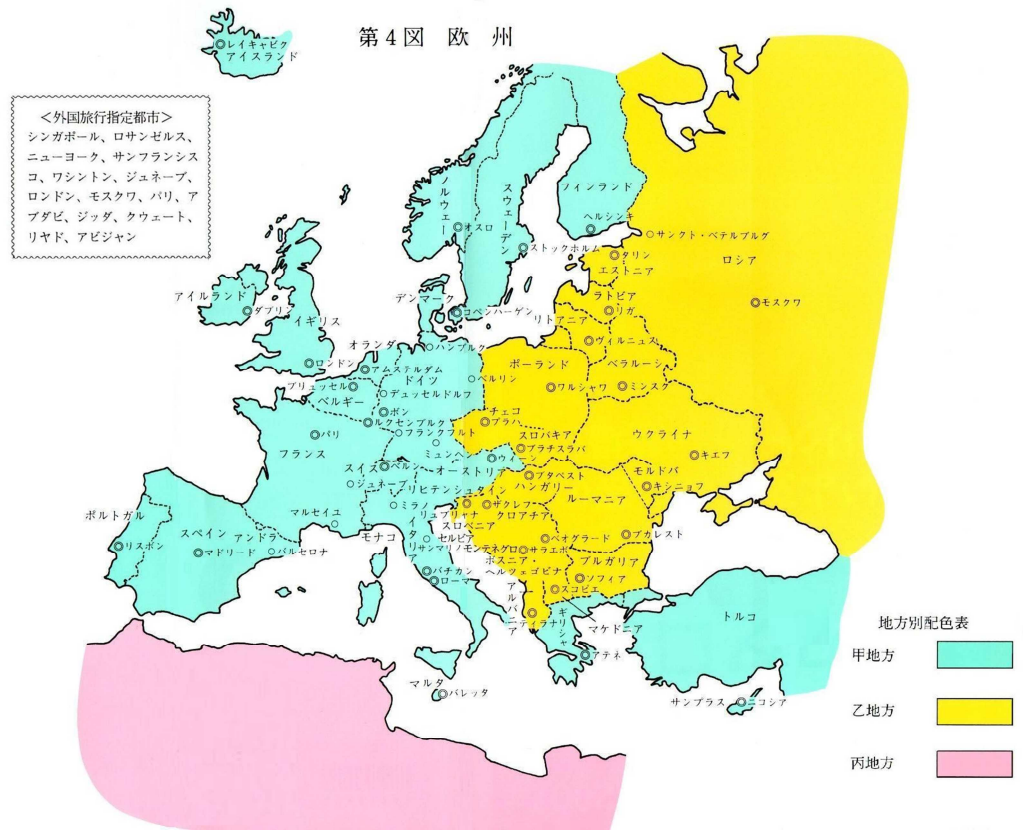
甲地方	
乙地方	
丙地方	

資料編 二 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図（北米）

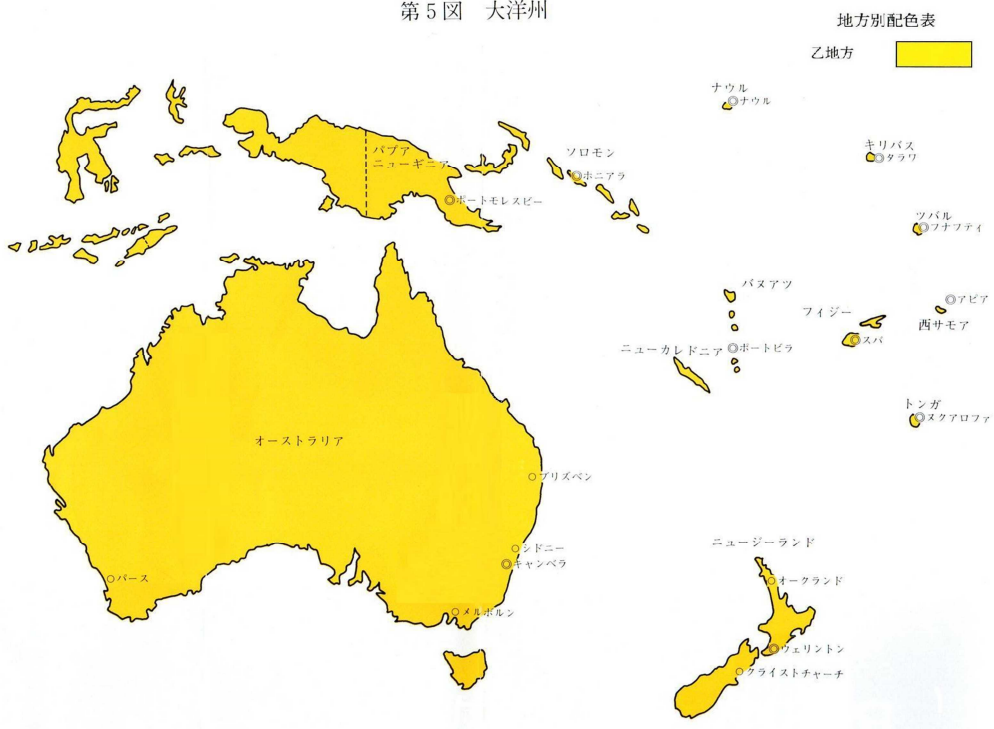


資料編 11 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図(中南米)

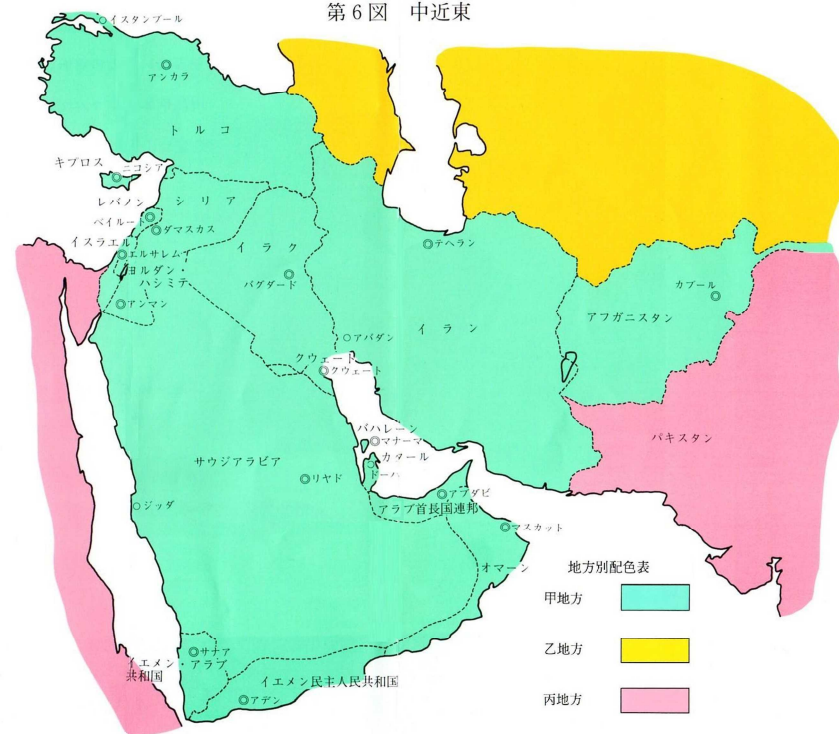
資料編 二 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図(欧州)



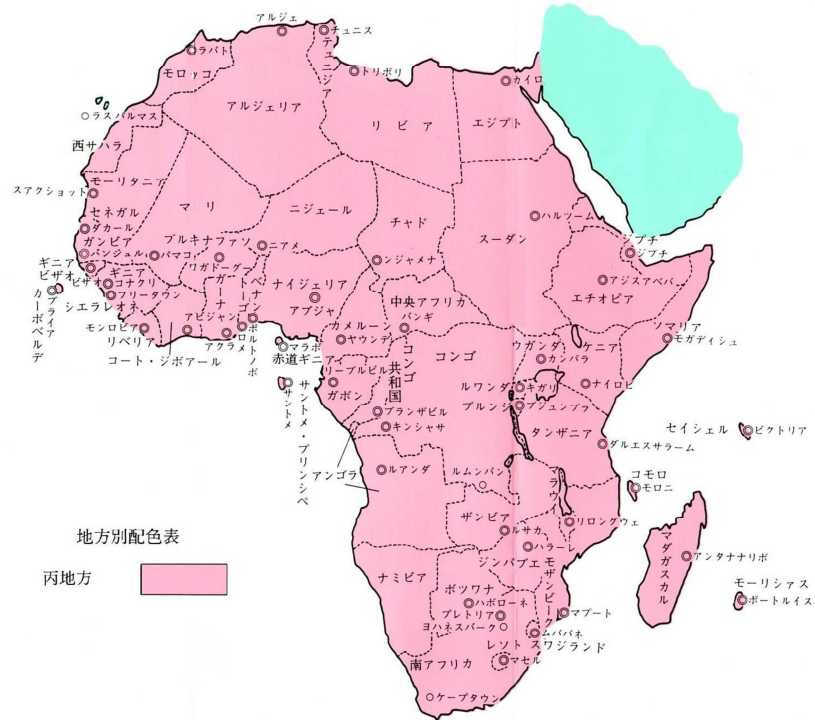
第5図 大洋州



第6図 中近東



第7図 アフリカ



資料編 二 旅費の支給額 外国旅行における旅費適用区分図（アフリカ）